平成２８年（フ）第２５５号
横浜市神奈川区大口通89番地19　クリオ大口壱番館604号
債務者　千葉　徳彦
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
長野県須坂市大字幸高14番地の１
債務者　横山　浩一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　秀之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
静岡県掛川市大坂1596番地の１
債務者　鈴木　英治
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第６４５号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草302番地１　リバーサイドホソノＡ101号室
債務者　釘本　真史
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９６号
福岡県宗像市葉山１丁目８番地12
債務者　馬場　昭夫
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８号
福岡県太宰府市連歌屋２丁目23番６号
債務者　古賀　理恵
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０３号
福岡県太宰府市通古賀４丁目６番18―502号
債務者　佐藤きよみ
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２９号
福岡市博多区千代２丁目20番３―208号
債務者　小林　美賀
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３９号
福岡市南区横手１丁目８番７―201号、前住所福岡市南区横手４丁目１番４号
債務者　越智　信二（旧姓曲淵）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４９号
福岡市南区弥永１丁目11番27号
債務者　田中夕起子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６０号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目16番７号　コスモアーバン106号
債務者　佐野加代子（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６６号
福岡県太宰府市通古賀３丁目６番16―301号
債務者　坂内　隆治
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８２号
福岡市博多区博多駅南５丁目11番15―601号
債務者　粟津　富江（旧姓大下田）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８３号
福岡市博多区三筑１―11―30―303　原田方、住民票上の住所福岡市南区折立町６番８号
債務者　三浦　愛香
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８７号
福岡市博多区博多駅南３丁目12番13―703号
債務者　塚原たい子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８９号
福岡市早良区田村６丁目13番１―105号
債務者　山口　幸代（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９８号
福岡市中央区福浜２丁目４番１―409号
債務者　小林　勝利
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部